



鳥取県公報

平成 25 年 8 月 9 日 (金)
第 8 5 2 1 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	図書の物品売払代金の徴収事務の委託 (593) (政策法務課) 2 鳥取県立米子コンベンションセンターの利用料金の一部改正 (594) (文化政策課) 2 なしについての表示基準の一部改正 (595) (消費生活センター) 3 大規模小売店舗に関する変更事項の届出 (5 件) (596~600) (経済産業総室) 5 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サ ビス事業者の指定 (601) (西部総合事務所福祉保健局) 9 指定居宅サービス事業者の指定 (602) (東部福祉保健事務所) 9 指定介護予防サービス事業者の指定 (603) (〃) 10 指定居宅介護支援事業者の指定 (604) (〃) 10 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サ ビス事業者の指定 (605) (〃) 10
◇ 調達公告	制限付一般競争入札の実施 (2 件) (警察本部会計課) 11 落札者の決定 (2 件) (病院局総務課) 15

告 示

鳥取県告示第593号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、図書の物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成25年8月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

図 書 名	委託の相手	委 託 期 間
鳥取県史ブックレット各巻	株式会社定有堂書店	平成25年7月17日から平成26年3月31日まで
鳥取県史ブックレット4 尼子氏と戦国時代の鳥取	株式会社ふるさと鹿野	//

鳥取県告示第594号

鳥取県立米子コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例（平成9年鳥取県条例第16号）第11条第2項の規定に基づき、鳥取県立米子コンベンションセンターの利用料金を平成25年8月1日承認したので、平成21年鳥取県告示第203号（鳥取県立米子コンベンションセンターの利用料金について）の一部を次のように改正する。

平成25年8月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																						
<p>1 利用料金</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 設備利用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区分</th> <th style="width: 70%;">利用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">その他</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">OHP・映写機 用スクリーン</td> <td style="text-align: center;">1台1回につき 400円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">モバイルスクリーン</td> <td style="text-align: center;">1台1回につき 400円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">備考 略</p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p>	区分	利用料	略		その他	略	OHP・映写機 用スクリーン	1台1回につき 400円	モバイルスクリーン	1台1回につき 400円	略		<p>1 利用料金</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 設備利用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区分</th> <th style="width: 70%;">利用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">その他</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">OHP・映写機 用スクリーン</td> <td style="text-align: center;">1台1回につき 400円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">備考 略</p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p>	区分	利用料	略		その他	略	OHP・映写機 用スクリーン	1台1回につき 400円	略	
区分	利用料																						
略																							
その他	略																						
OHP・映写機 用スクリーン	1台1回につき 400円																						
モバイルスクリーン	1台1回につき 400円																						
略																							
区分	利用料																						
略																							
その他	略																						
OHP・映写機 用スクリーン	1台1回につき 400円																						
略																							

鳥取県告示第595号

なしについての表示基準（昭和58年鳥取県告示第689号）の一部を次のように改正し、平成25年8月9日から施行する。

平成25年8月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(表示事項)</p> <p>第3条 販売事業者が<u>なし</u>を販売する場合に表示すべき事項（以下「表示事項」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。<u>ただし、別表第6号に規定する事項は、販売事業者が消費者に発行する領収書又は伝票に表示されていない場合に限る。</u></p> <p>(1) <u>二十世紀</u>を消費者が販売されるなしの形状を確認することが困難な容器により販売する場合 別表に規定する事項</p> <p>(2) <u>二十世紀以外の品種のなし</u>を消費者が販売されるなしの形状を確認することが困難な容器により販売する場合 <u>別表第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事項</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(表示方法)</p> <p>第4条 表示事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより表示しなければならない。</p> <p>(1) 前条第1号<u>から第3号までに規定する場合</u>における表示事項</p> <p>ア 別表第2号<u>及び第3号</u>に規定する事項以外の事項は、販売に用いる容器（その表面に表示することが困難な容器にあっては、封入用ラベル類を含む。）の表面の見やすい位置に日本工業規格 Z8, 305に規定する10ポイント以上の文字で表示すること。</p> <p>イ 別表第2号に規定する事項は、<u>陳列箇所</u>の見やすい位置に日本工業規格 Z8, 305に規定する60ポイント以上の文字で当該事項を記載した札</p>	<p>(表示事項)</p> <p>第3条 販売事業者が、<u>なし</u>を販売する場合に表示すべき事項（以下「表示事項」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。</p> <p>(1) 消費者が販売されるなしの形状を確認することが困難な容器により販売する場合 <u>別表第1号から第4号まで、第6号及び第7号</u>に規定する事項</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(表示方法)</p> <p>第4条 表示事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより表示しなければならない。</p> <p>(1) 前条第1号<u>又は第2号</u>に規定する場合における表示事項</p> <p>ア 別表第2号に規定する事項以外の事項 <u>販売</u>に用いる容器（その表面に表示することが困難な容器にあっては、封入用ラベル類を含む。）の表面の見やすい位置に日本工業規格 Z8, 305に規定する10ポイント以上の文字で表示すること。</p> <p>イ 別表第2号に規定する事項 <u>陳列箇所</u>の見やすい位置に日本工業規格 Z8, 305に規定する60ポイント以上の文字で当該事項を記載した札に</p>

により表示すること。

ウ 別表第 3 号に規定する事項は、ア又はイに規定するいずれかの方法により表示すること。

- (2) 前条第 4 号に規定する場合における表示事項
陳列箇所の見やすい位置に日本工業規格 Z 8, 305 に規定する 60 ポイント以上の文字で当該事項を記載した札により表示すること。

2 略

別表 (第 3 条関係)

- (1)・(2) 略
- (3) 付表の区分によるなしの大きさ
- (4)~(7) 略

付表

大きさの区分	10kg 箱あたりの個数
5 L	20 個以下
4 L	24 個以下
3 L	28 個以下
2 L	32 個以下
L	36 個以下
M	40 個以下
S	44 個以下
規格外	45 個以上

より表示すること。

- (2) 前条第 3 号に規定する場合における表示事項
陳列箇所の見やすい位置に日本工業規格 Z 8, 305 に規定する 60 ポイント以上の文字で当該事項を記載した札により表示すること。

2 略

別表 (第 3 条関係)

- (1)・(2) 略
- (3) 規格 (付表の区分によるなしの大きさ)
- (4)~(7) 略

付表

大きさの区分	一果の重量(グラム)				
	二十世紀新世紀幸水八幸豊水	八雲早生二十世紀新水	新高晩三吉今村秋	新興	新雪
5 L	480 以上	—	—	790 以上	—
4 L	400 以上 480 未満	350 以上	—	625 以上 790 未満	1, 100 以上
3 L	350 以上 400 未満	310 以上 350 未満	790 以上	500 以上 625 未満	940 以上 1, 100 未満
2 L	310 以上 350 未満	270 以上 310 未満	625 以上 790 未満	400 以上 500 未満	840 以上 940 未満
L	270 以上 310 未満	250 以上 270 未満	500 以上 625 未満	350 以上 400 未満	760 以上 840 未満
M	250 以上 270 未満	225 以上 250 未満	400 以上 500 未満	310 以上 350 未満	680 以上 760 未満

S	220 以 上 250 未満	205 以 上 225 未満	360 以 上 400 未満	275 以 上 310 未満	615 以 上 680 未満
2 S	—	185 以 上 205 未満	—	—	—
規格 外	220 未 満	185 未 満	360 未 満	275 未 満	615 未 満

(注) この表に掲げる品種以外の品種は、この表に掲げる品種のうち品種の標準的大きさが最も類似しているものに含まれるものとする。

鳥取県告示第596号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成25年8月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
米子駅前ショッピングセンター
米子市末広町311
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名
米子駅前開発株式会社 代表取締役 野坂 康夫 米子市加茂町一丁目1
- 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名を次のとおり変更する。
- 4 変更年月日
次のとおりとする。
- 5 変更する理由
小売業者の退店及び代表者等の変更のため
- 6 届出年月日
平成25年7月8日
- 7 縦覧に供する書類
大規模小売店舗を設置している者の変更届出書
- 8 縦覧に供する期間
平成25年8月9日から4月間
- 9 縦覧に供する場所
鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済産業総室
米子市糺町一丁目160 鳥取県西部総合事務所地域振興局
米子市加茂町一丁目1 米子市経済部商工課
- 10 意見書の提出
米子市の区域内に居住する者、米子市において事業活動を行う者、米子市の区域をその地区とする商工会議

所及び商工会その他の米子市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、8の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

（「次のとおり」は、省略し、その書類を9の場所で縦覧に供する。）

鳥取県告示第597号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成25年8月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
鳥取グリーンシティ
鳥取市若葉台北六丁目1
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名
財団法人鳥取開発公社 理事長 大西 康隆 鳥取市西町二丁目311
- 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
変更前 イオンリテール株式会社 代表取締役社長 村井 正平 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5-1
株式会社大創産業 代表取締役 矢野 博丈 広島県東広島市西条吉行東一丁目4-14
変更後 イオンリテール株式会社 代表取締役社長 梅本 和典 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5-1
株式会社大創産業 代表取締役 矢野 博丈 広島県東広島市西条吉行東一丁目4-14
- 4 変更年月日
平成25年3月1日
- 5 変更する理由
小売業者の代表者変更のため
- 6 届出年月日
平成25年7月8日
- 7 縦覧に供する書類
大規模小売店舗を設置している者の変更届出書
- 8 縦覧に供する期間
平成25年8月9日から4月間
- 9 縦覧に供する場所
鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済産業総室
鳥取市尚徳町116 鳥取市経済観光部経済・雇用戦略課
- 10 意見書の提出
鳥取市の区域内に居住する者、鳥取市において事業活動を行う者、鳥取市の区域をその地区とする商工会議所及び商工会その他の鳥取市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、8の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第598号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成25年8月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
鳥取ショッピングシティ
鳥取市天神町1他
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社日ノ丸総本社 代表取締役 米原 正明 鳥取市古海601-4
朝日生命保険相互会社 代表取締役 佐藤 美樹 東京都千代田区大手町二丁目6-1
- 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名を次のとおり変更する。
- 4 変更年月日
次のとおりとする。
- 5 変更する理由
小売業者の入退店及び代表者等の変更のため
- 6 届出年月日
平成25年7月8日
- 7 縦覧に供する書類
大規模小売店舗を設置している者の変更届出書
- 8 縦覧に供する期間
平成25年8月9日から4月間
- 9 縦覧に供する場所
鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済産業総室
鳥取市尚徳町116 鳥取市経済観光部経済・雇用戦略課
- 10 意見書の提出
鳥取市の区域内に居住する者、鳥取市において事業活動を行う者、鳥取市の区域をその地区とする商工会議所及び商工会その他の鳥取市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、8の期間内に、知事に意見書を提出することができる。
（「次のとおり」は、省略し、その書類を9の場所で縦覧に供する。）

鳥取県告示第599号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成25年8月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンモール日吉津
西伯郡日吉津村大字日吉津1157
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名
イオンリテール株式会社 代表取締役社長 梅本 和典 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5-1
株式会社ひえづ物産 代表取締役 石 操 西伯郡日吉津村大字日吉津1026-1
- 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名を次のとおり変更する。
- 4 変更年月日
次のとおりとする。
- 5 変更する理由
小売業者の入退店及び代表者等の変更のため
- 6 届出年月日
平成25年 7 月 8 日
- 7 縦覧に供する書類
大規模小売店舗を設置している者の変更届出書
- 8 縦覧に供する期間
平成25年 8 月 9 日から 4 月間
- 9 縦覧に供する場所
鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済産業総室
米子市鞆町一丁目160 鳥取県西部総合事務所地域振興局
西伯郡日吉津村大字日吉津872-15 日吉津村建設産業課
- 10 意見書の提出
日吉津村の区域内に居住する者、日吉津村において事業活動を行う者、日吉津村の区域をその地区とする商工会その他の日吉津村に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、8の期間内に、知事に意見書を提出することができる。
(「次のとおり」は、省略し、その書類を9の場所で縦覧に供する。)

鳥取県告示第600号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成25年 8 月 9 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンモール鳥取北イーストコート
鳥取市晩稲348他
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名
イオンリテール株式会社 代表取締役社長 梅本 和典 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5-1
- 3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名を次のとおり変更する。

- 4 変更年月日
次のとおりとする。
- 5 変更する理由
小売業者の入退店及び代表者等の変更のため
- 6 届出年月日
平成25年7月8日
- 7 縦覧に供する書類
大規模小売店舗を設置している者の変更届出書
- 8 縦覧に供する期間
平成25年8月9日から4月間
- 9 縦覧に供する場所
鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済産業総室
鳥取市尚徳町116 鳥取市経済観光部経済・雇用戦略課
- 10 意見書の提出

鳥取市の区域内に居住する者、鳥取市において事業活動を行う者、鳥取市の区域をその地区とする商工会議所及び商工会その他の鳥取市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、8の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

(「次のとおり」は、省略し、その書類を9の場所で縦覧に供する。)

鳥取県告示第601号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成25年8月9日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人 和貴	西伯郡大山町 押平747-1	ヘルパーステーションかずき	西伯郡大山町押平 747-1	居宅介護、重 度訪問介護	平成25年8月 1日

鳥取県告示第602号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成25年8月9日

鳥取県東部福祉保健事務所長 前 嶋 成 樹

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の 所在地	指定年月日	サービスの種類
----------------	-------------	------------------	-------	---------

社会医療法人 仁厚会	訪問介護ステーションガ ーデンハウスはまむら	鳥取市気高町新町二 丁目11	平成25年8月1日	訪問介護
〃	デイサービスはまむら	〃	〃	通所介護
株式会社ソル へム	デイサービス陽だまりの 家かわはら福らく	鳥取市河原町河原16 -3	平成25年8月5日	〃

鳥取県告示第603号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成25年8月9日

鳥取県東部福祉保健事務所長 前 嶋 成 樹

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の 所在地	指定年月日	サービスの種類
社会医療法人 仁厚会	訪問介護ステーションガ ーデンハウスはまむら	鳥取市気高町新町二 丁目11	平成25年8月1日	介護予防訪問介護
〃	デイサービスはまむら	〃	〃	介護予防通所介護

鳥取県告示第604号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成25年8月9日

鳥取県東部福祉保健事務所長 前 嶋 成 樹

事業者の名称	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日
ジャパンケアサポート 株式会社	ケアサポートセンターすわの 郷	八頭郡智頭町大字智頭1820-27	平成25年8月1日

鳥取県告示第605号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成25年8月9日

鳥取県東部福祉保健事務所長 前 嶋 成 樹

名称	主たる事務所の 所在地	指定に係る障害福 祉サービス事業を 行う事業所の名称	指定に係る障害福祉 サービス事業を行う 事業所の所在地	障害福祉サービ スの種類	指定年月日
株式会社ライ フ	鳥取市湖山町 東四丁目61	N i c o C a r e	鳥取市湖山町東四 丁目61	生活介護	平成25年8月 1日

株式会社健康サ ポートクラブ	鳥取市千代水 四丁目68	株式会社健康サポ ートクラブ	鳥取市千代水四丁 目68	自立訓練（機能 訓練）	”
-------------------	-----------------	-------------------	-----------------	----------------	---

調 達 公 告

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年8月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

解析用端末貸借及び保守業務 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 履行期間

ア 借入物品の納入期限

平成25年12月27日

イ 借入物品の貸借期間及び保守期間

平成26年1月1日から平成30年12月31日までとする。ただし、平成26年度以降において、この公告に示した借入物品等に係る予算が減額され、又は成立しなかった場合には、当該契約の全部又は一部を解除できるものとする。

(4) 入札書の記載方法

入札書に記載する金額は、次に掲げる費用の合計額を(3)のイの期間（60月）で月割りした1月当たりの単価（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）とする。

ア 調達案件に係る機器設定及び搬入設置に要する費用

イ 借入物品に係る(3)のイの期間における貸借借料（貸借期間終了後における借入物品の撤去、処分その他の費用を含む。）及び保守料の総額

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）に60を乗じて得た金額をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成24年鳥取県告示第606号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者で、その業種区分が事務用機器のパソコン類であること。

なお、この業種区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとする場合は、競争入札参加資格の審査を求める申請書類を平成25年9月3日（火）午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

(3) この公告に示した物品を1の(3)の期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品

の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

(4) 平成25年8月9日(金)から同年9月18日(水)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付出第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(5) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所を有していること。

3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部警務部会計課予算係

電話 0857-23-0110

(2) 競争入札参加資格に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7433

(3) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成25年8月9日(金)から同月20日(火)までの日(日曜日及び土曜日を除く)の午前9時から午後5時までの間に交付する。

なお、郵送による交付を希望する者は、交付期間中に(1)の担当部局へ電話により請求すること。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成25年9月18日(水)午後2時(ただし、郵送による入札書の受領期限は、同月17日(火)午後5時までとする。)

鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部入札室(鳥取県警察本部庁舎2階)

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類、納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類及び参考資料を、4の(1)の場所に平成25年9月5日(木)午後5時までに持参し、又は郵送等により送付し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として、入札見積金額に60を乗じて得た額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。

以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

- ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- イ 競争入札参加資格を有する者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項に規定する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札への参加に係る一切の費用は、参加者の負担とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を確実に履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年8月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

特殊詐欺等被害防止コールセンター業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成25年10月1日から平成26年3月31日まで

(4) 入札書の記載方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成24年鳥取県告示第606号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有する者で、その業種区分がその他の委託のその他であること。
なお、この業種区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとする場合は、競争入札参加資格の審査を求める申請書類を平成25年8月23日(金)午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。
- (3) 県内にコールセンター事業を現に営む事務所を有し、その事務所内にこの公告に示した業務(以下「委託業務」という。)を行う拠点を設置できる者であること。
- (4) プライバシーマークが付与されている者又は情報セキュリティマネジメントシステムの認証を取得している者であること。
- (5) 平成25年8月9日(金)から同年9月3日(火)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付出第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (6) 委託業務を確実に履行できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部警務部会計課予算係

電話 0857-23-0110 (代)

(2) 競争入札参加資格に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7433

(3) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成25年8月9日(金)から同月16日(金)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に交付する。

なお、郵送による交付を希望する者は、交付期間中に(1)の担当部局へ電話により請求すること。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成25年9月3日(火)午後2時(ただし、郵送による入札書の受領期限は、同月2日(月)午後5時までとする。)

鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部入札室(鳥取県警察本部庁舎2階)

5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合すること及び入札説明書に示す委託業務が履行可能であることを確認する書類を、4の(1)の場所に平成25年8月26日(月)午後5時までに提出し、2の入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として、入札見積金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有する者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項に規定する場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 落札者の決定方法

委託業務を確実に履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格の有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

詳細は、入札説明書による。

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年8月9日

鳥取県営病院事業管理者 柴 田 正 顕

1 調達件名及び数量	3テスラ超電導磁気共鳴断層撮像装置 一式
2 契約方式	一般競争入札
3 落札日	平成25年5月31日
4 落札者の名称及び所在地	株式会社レオクラ 大阪府摂津市千里丘二丁目15-17
5 落札金額	218,925,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
6 入札公告日	平成25年5月21日
7 落札方式	最低価格落札方式
8 契約事務担当部局の名称	鳥取県立中央病院事務局経営課

及び所在地 鳥取市江津730

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年8月9日

鳥取県営病院事業管理者 柴 田 正 顕

- | | |
|------------------------|--|
| 1 調達件名及び数量 | 医用画像情報（R I S ・ P A C S）システム 一式 |
| 2 契約方式 | 一般競争入札 |
| 3 落札日 | 平成25年6月3日 |
| 4 落札者の名称及び所在地 | 富士フィルムメディカル株式会社中国地区営業本部
広島県広島市西区南観音六丁目12-27 |
| 5 落札金額 | 126,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 入札公告日 | 平成25年4月23日 |
| 7 落札方式 | 最低価格落札方式 |
| 8 契約事務担当部局の名称
及び所在地 | 鳥取県立中央病院事務局経営課
鳥取市江津730 |